

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北五丁目14番6号新練馬ビル5階
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
会長 田 中 敏

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和5年4月6日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・ 評価基準、指定の期間の審議)
5月17日	令和5年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・ 評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月26日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項 配布開始
7月27日	募集説明会（参加団体数1）
7月28日～8月14日	応募書類受付（応募団体数1）

7月30日	経営診断委託
9月4日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月1日	令和5年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月15日	令和5年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、基幹相談支援センターとして、相談支援の中核的な役割を果たしていく提案があること、地域住民や関係機関等と連携し、地域に根差した事業運営が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立石神井障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

借入金がなく、自己資本比率は大変優れている。また、経常収支比率は平均的で経営の安定性はやや優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、情報セキュリティについては、3か月に1回チェックリストを使った検証、年1回学習会を開催している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的開催されている。

(3) 団体の施設運営実績

平成 21 年 5 月の開設時から、指定管理者として石神井障害者地域生活支援センターの管理運営を行っているほか、区内の同種・同規模施設として豊玉障害者地域生活支援センターも運営している。また、区内施設の指定管理者としてかたくり福祉作業所および白百合福祉作業所を運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者である。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

基幹相談支援センターとして、障害者の自立を支援し、地域共生社会の実現を目指した施設運営を行うとともに、障害福祉分野の基幹的な役割を果たす提案があり、評価できる。

法人内に設置した「相談業務課題調整委員会」では、法人内各部署が加わる事例検討や外部専門家の専門的助言により、ニーズの掘り起こしから解決に向けた支援の構築を検討し実践力を強化する提案があり、評価できる。

職務改善と能力向上のため、各職員が業務目標・成果シートを作成し、所属長による定期的な育成面談を行うほか、法人の人材育成方針に沿った職場内研修・職層別研修の実施や専門性の発揮に必要な研修に参加していく提案があり、評価できる。

オープンスペースや電話相談等を通して、職員が利用者の声を聴き、職員全員で共有を図るとともに、個別ニーズを地域課題と捉え、自立支援協議会等に提案し、地域で一体となった解決に向けた取組につなげる提案があり、評価できる。

感染症拡大防止のための取組として、法人が作成した感染拡大防止に関するガイドラインに基づき実施している。新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後も、障害者施設として感染症拡大防止に引き続き取り組んでおり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

オープンスペースや面接等で日頃から利用者一人ひとりの状況の把握に努め、経験や苦勞など、これまで利用者が積み重ねてきたものを認め、生かしながら支援を行う提案があり、評価できる。

障害のある人が施設を利用しやすいよう、掲示物等は、イラストやルビ、分かりやすい表現を用いるなど、障害特性に応じた配慮を行う提案がある。また、相談時に円滑にコミュニケーションが図れるよう、情報支援機器を活用する提案があり、評価できる。

人権・権利擁護に関する研修や障害理解研修に参加し、職員の人権等への意識向上に努め、利用者等との対等な信頼関係を築き、分かりやすい情報提供、選択の支援・自己決定等、意思形成・表明・実現の支援につなげていく提案があり、評価できる。

「苦情解決に関する規程」を整備しているほか、法人の苦情解決制度を施設内掲示等により周知したり、苦情解決第三者委員が年2回施設に巡回相談を実施したりするなど、苦情を表明しやすい環境づくりを行う提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

安全点検チェック表に基づき、定期的な施設点検を行うとともに、日常業務の事故防止を図るため、ヒヤリハット情報の収集・共有・改善に向けた取組を行うなど、危機管理対策に継続的に取り組む提案があり、区の求める基準を満たしている。

(8) 効率的な管理運営

社会福祉士等の資格のある職員を配置するほか、主任を配置し、上司を補佐するとともに一般職員の指導・育成を行うなど、継続的に効率的な組織運営を図っていく提案があり、評価できる。

法人組織内の権利擁護センターやボランティア・地域福祉推進センター、生活サポートセンター、障害者就労支援センター等と連携を図ることで、プログラムの提供や必要となる支援を充実させる提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

基幹相談支援センターの役割のもと、地域生活支援拠点として、地域全体で障

害者の生活を支える環境を整備していく提案があり、評価できる。

親の介護をしている当事者同士が集まる介護のつどいについて、これまでにあがっている当事者の声や状況を地域課題として捉え、新たに高齢分野の事業所や地域団体等とも共有しながら解決できる仕組みを作っていく提案があり、評価できる。

若い世代も含めた幅広い世代に施設を知ってもらうため、更なるホームページの活用や動画・SNS等も活用した周知活動に新たに取り組んでいく提案があり、評価できる。

(10) 地域への貢献

業務の再委託と物品の調達等について、区内事業者を可能な限り活用するほか、福祉職として専門知識等を持った者を採用することを原則としつつも、可能な限り、区民の採用に取り組む提案があり、評価できる。

コロナ禍で活動が制限されていた街清掃やお祭りなどの地域活動を再開することにより、地域振興に努めるとともに、地域住民との交流を通じた障害理解の促進に努めていくとしている。また、法人内にボランティア育成の経験と実績を持つ部署があることを生かし、ボランティア活動を希望する方に体験・実践の場を提供したり、ボランティア同士が新たな出会いにつながる場を設定し、ボランティア活動のやりがいにつなげていけるような環境を整えたりする提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人練馬区社会福祉協議会）選定の審査結果
（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	(1) 石神井障害者地域生活支援センターと同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	10点	10点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	12点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) 効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 障害者相談支援における中核的役割に向けた取組 (2) 多様な障害特性に応じた利用者支援に対する取組	30点	24点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	158点